

神奈川県内水面漁業調整規則

昭和40年12月16日
規則第110号

改正	昭和41年7月12日規則第57号	昭和43年9月24日規則第89号
	昭和44年7月16日規則第72号	昭和45年12月25日規則第135号
	昭和47年3月14日規則第23号	昭和47年3月21日規則第26号
	昭和47年10月24日規則第134号	昭和53年5月16日規則第36号
	昭和54年10月9日規則第79号	昭和56年5月26日規則第104号
	昭和58年6月11日規則第65号	昭和62年6月5日規則第57号
	平成6年3月22日規則第17号	平成6年9月30日規則第146号
	平成9年7月22日規則第96号	平成12年3月28日規則第7号
	平成13年3月30日規則第72号	平成13年9月28日規則第112号
	平成14年5月28日規則第69号	平成18年3月10日規則第11号
	平成22年5月21日規則第78号	

神奈川県内水面漁業調整規則をここに公布する。

神奈川県内水面漁業調整規則

目次

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 水産動物の採捕の許可（第6条～第23条）

第3章 漁業取締り及び水産資源の保護培養等（第24条～第33条）

第4章 罰則（第34条～第36条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第65条及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条の規定に基づき、漁業取締り、漁業調整及び水産資源の保護培養のため必要な事項を定め、もつて漁業秩序の確立を期し、あわせてこれらの法の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規則は、内水面に適用する

（県内に住所を有しない者の申請又は届出）

第3条 県内に住所を有しない者は、法第6条第5項第5号に規定する第5種共同漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとする場合には、その者の住所地を管轄する都道府県知事の副申書を添付しなければならない。

全部改正〔平成12年規則7号〕

（代表者の届出）

第4条 法第5条第1項の規定による代表者の選定又は変更の届出は、代表者選定届（第1号様式）

又は代表者変更届（第2号様式）により行なうものとする。

（漁業権行使規則等の制定等の認可及び漁業の免許についての申請）

第5条 法第8条第6項又は第7項の規定による認可の申請は漁業権（入漁権）行使規則（変更・廃止）認可申請書（第3号様式）により、法第10条の規定による免許の申請は共同（定置・区画）漁業免許申請書（第4号様式）により、法第129条第1項又は第3項の規定による認可の申請は遊漁規則（変更）認可申請書（第5号様式）により行うものとする。

一部改正〔平成13年規則72号〕

第2章 水産動物の採捕の許可

（水産動物の採捕の許可）

第6条 次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕しようとする者は、当該漁具又は漁法ごとに、知事の許可を受けなければならない。

- （1） やな（相模原市緑区青根道志ダムから上流の道志川で使用する場合に限る。）
- （2） さし網
- （3） 四手網
- （4） まき網
- （5） う飼漁法
- （6） うなわ漁法

一部改正〔昭和45年規則135号・54年79号・平成18年11号・22年78号〕

（許可の申請）

第7条 前条の規定による水産動物の採捕の許可（以下「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、当該漁具又は漁法ごとに、採捕許可申請書（第6号様式）により、知事に申請しなければならない。

2 知事は、採捕の許可の申請に関し、許可するかどうかの判断をするのに必要と認める書類の提出を命ずることができる。

（許可をしない場合）

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、採捕の許可をしない。

- （1） 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者である場合
- （2） 漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認める場合

2 知事は、前項第1号の規定に該当することにより採捕の許可をしないこととするときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 知事は、第1項第2号の規定に該当することにより採捕の許可をしないこととするときは、内水面漁場管理委員会の意見をきくものとする。

(許可の有効期間)

第9条 採捕の許可の有効期間は、3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、内水面漁場管理委員会の意見をきいて、採捕の許可の有効期間として同項の期間より短い期間を定めることができる。

(許可証の交付)

第10条 知事は、採捕の許可をしたときは、当該許可申請者に採捕許可証(第7号様式)を交付する。

(許可証の携帯義務)

第11条 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動物の採捕をするときは、採捕許可証を自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、採捕許可証の書換申請その他の理由により採捕許可証を行政庁に提出中である者が当該許可に係る漁具又は漁法による水産動物の採捕をするときは、知事が証明した採捕許可証の写しを自ら携帯し、又は従事者に携帯させることをもつて足りる。

3 前項に規定する採捕許可証の写しは、採捕許可証の交付又は還付を受けたときは、遅滞なく返納しなければならない。

(許可証等の譲渡等の禁止)

第12条 採捕の許可を受けた者は、採捕許可証又は前条第2項の規定による採捕許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可の制限又は条件)

第13条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、採捕の許可をするにあたり、当該許可に制限又は条件を付することができる。

(許可の内容に違反する採捕の禁止)

第14条 採捕の許可を受けた者は、当該採捕の許可の内容(採捕の種類(当該漁具又は漁法による水産動物の採捕を魚種等により区分したものをいう。)、採捕区域及び採捕期間をいう。以下同じ。)に違反して水産動物を採捕してはならない。

(許可の内容の変更の許可)

第15条 採捕の許可を受けた者が、その許可の内容を変更しようとするときは、採捕許可内容変更許可申請書(第8号様式)により、知事の許可を受けなければならない。

2 第7条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(許可証の書換交付の申請)

第16条 採捕の許可を受けた者は、採捕許可証の記載事項(許可の内容たる事項を除く。)に変更を生じたときは、すみやかに、採捕許可証書換交付申請書(第9号様式)により、知事にその書換交付を申請しなければならない。

(許可証の再交付の申請)

第17条 採捕の許可を受けた者は、採捕許可証を亡失し、又はき損したときは、すみやかに、採捕許

可証再交付申請書（第10号様式）により、知事にその再交付を申請しなければならない。

（許可証の書換交付及び再交付）

第18条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく採捕許可証の書換交付をし、又は再交付をする。

- （1） 第15条の規定による許可をしたとき。
- （2） 第16条の規定による書換交付の申請又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。
- （3） 第22条第1項の規定により、採捕の許可につき、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付したとき。

（許可証の返納）

第19条 採捕の許可を受けた者は、当該許可が有効期間の満了、取消しその他の理由により効力を失つたときは、すみやかに、当該採捕許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により採捕許可証の書換交付又は再交付を受けた場合における従前の採捕許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、採捕許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人、合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人又は清算人が前2項の手続をしなければならない。

（遵法精神の欠除による許可の取消し）

第20条 知事は、採捕の許可を受けた者が第8条第1項第1号の規定に該当することとなつたときは、当該採捕の許可を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定による採捕の許可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

一部改正〔平成6年規則146号〕

（採捕の休止による許可の取消し）

第21条 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間その許可に係る漁具又は漁法による水産動物の採捕をしないときは、その許可を取り消すことができる。

2 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき理由による場合を除き、法第67条第1項の規定に基づく指示若しくは同条第11項の規定に基づく命令又は次条第1項の規定に基づく処分により水産動物の採捕を停止された期間は、前項の期間には算入しない。

3 前条第2項の規定は、第1項の場合に準用する。

一部改正〔平成6年規則146号・12年7号・13年112号〕

（漁業調整等のための許可の変更等）

第22条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、採捕の許可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付し、若しくは取り消し、又は採捕の許可を受けた者に対し採捕の停止を命ずることができる。採捕の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、同様とする。

2 知事は、前項の規定による採捕の許可の内容を変更し、制限若しくは条件を付し、又は採捕の停止を命じようとするときは、聴聞を行わなければならない。

3 第20条第2項の規定は、第1項の場合に準用する。

一部改正〔平成6年規則146号〕

(許可の失効)

第23条 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該採捕の許可は、その効力を失う。

一部改正〔平成13年規則72号〕

第3章 漁業取締り及び水産資源の保護培養等

(有害物の遺棄漏せつの禁止)

第24条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産動植物の繁殖保護上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設置してある除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の適用を受ける者については、適用しない。

一部改正〔昭和47年規則23号〕

(採捕の禁止期間)

第25条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表右欄に掲げる期間中は、採捕してはならない。

あゆ	1月1日から5月31日まで及び10月15日から11月30日まで
やまめ (芦ノ湖におけるものを除く。)	10月15日から翌年2月末日まで
いわな (芦ノ湖におけるものを除く。)	同
かじか	1月1日から3月31日まで

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

一部改正〔昭和54年規則79号・平成9年96号〕

(大きさによる採捕の制限)

第26条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表右欄に掲げる大きさのものは、採捕してはならない。

にじます	全長 12センチメートル以下
かわます	同
やまめ	同

いわな	同
こい	全長 18センチメートル以下
うなぎ	全長 24センチメートル以下

- 2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。
(漁具又は漁法の禁止)

第27条 次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

- (1) やな（やななわを含む。ただし、相模原市緑区青根道志ダムから上流の道志川で使用する場合を除く。）
- (2) 張切り網（瀬張り網）
- (3) 発射装置を有する漁具
- (4) 投網（日没1時間後から日の出1時間前までの間において使用する場合に限る。）
- (5) びんづけ漁法
- (6) 瀬干し漁法
- (7) 水中に電流を通ずる漁法
- (8) 火光を利用する漁法
- (9) 水中眼鏡（のぞき眼鏡を除く。）を使用する漁法
- (10) 眼鏡かき漁法

一部改正〔昭和41年規則57号・平成18年11号・22年78号〕

(採捕の禁止区域)

第28条 次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 川崎市中原区上丸子天神町地先東京都水道局調布防潮せき上流端から上流へ50メートルまで及び同せき上流端から下流へ東横線鉄橋橋脚下流端までの区域
- (2) 川崎市多摩区宿河原地先多摩川稲毛川崎二ヶ領用水宿河原堰引上式可動堰堰柱上流端を結んだ線から上流へ80メートルまで及び同線から下流へ80メートルまでの区域
- (3) 川崎市多摩区中野島地先多摩川稲毛川崎二ヶ領用水上河原えん堤上流端から上流へ50メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ50メートルまでの区域
- (4) 相模原市中央区田名地先小沢頭首工えん堤上流端から下流へ80メートルまでの区域
- (5) 相模原市南区磯部地先磯部頭首工えん堤上流端から上流へ150メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ150メートルまでの区域
- (6) 愛甲郡愛川町坂本地先坂本頭首工えん堤上流端から上流へ20メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ50メートルまでの区域
- (7) 厚木市才戸地先才戸頭首工えん堤上流端から上流へ20メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ50メートルまでの区域
- (8) 厚木市妻田地先昭和用水頭首工えん堤上流端から上流へ50メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ100メートルまでの区域
- (9) 高座郡寒川町宮山地先寒川取水えん堤上流端から上流へ100メートルまで及び同えん堤上流

端から下流へ神川橋橋脚下流端までの区域

(10) 小田原市飯泉地先飯泉取水えん堤上流端から上流へ120メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ東海道本線鉄橋橋脚下流端までの区域

(11) 足柄上郡開成町吉田島地先栢山頭首工えん堤上流端から下流へ50メートルまでの区域

一部改正〔昭和43年規則89号・47年26号・53年36号・56年104号・62年57号・平成12年7号・14年69号・18年11号・22年78号〕

(さく河魚類の通路をしや断して行なう採捕の制限)

第29条 さく河魚類の通路をしや断して行なう水産動物の採捕は、当該河川の流幅の5分の1以上を魚道として開いて行なわなければならない。

(試験研究等の場合の適用除外)

第30条 この規則のうち、水産動物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗若しくは種卵の供給（以下この条において「試験研究等」という。）のため水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行なう当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、特別採捕許可申請書（第11号様式）により、知事に申請しなければならない。

3 知事は、第1項の許可をしたときは、当該許可申請者に特別採捕許可証（第12号様式）を交付する。

4 知事は、第1項の規定による許可をするにあたり、制限又は条件を付することができる。

5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後、遅滞なくその経過を知事に報告しなければならない。

6 第1項の許可を受けた者は、特別採捕許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行なってはならない。

7 第1項の許可を受けた者がその許可証に記載された事項につき変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

8 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第3項中「交付する」とあるのは、「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。

9 第11条、第17条及び第19条の規定は、第1項の規定による許可を受けた者について準用する。

(魚種による移植の制限)

第30条の2 次に掲げる魚種（卵を含む。以下同じ。）を移植してはならない。ただし、漁業権の対象となつている魚種を当該漁業権に係る漁場の区域に移植する場合及び移植について知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

(1) ブラックバス、（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。）

(2) ブルーギル

2 前項の許可を受けようとする者は、移植許可申請書（第13号様式）により、知事に申請しなければならない。

- 3 知事は、前項の規定による申請に関し、許可するかどうかの判断をするのに必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 4 知事は、第1項の許可をしたときは、当該許可申請者に移植許可証(第14号様式)を交付する。
- 5 知事は、第1項の許可をするに当たり、制限又は条件を付することができる。
- 6 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る移植の終了後、遅滞なくその結果を知事に報告しなければならない。
- 7 第1項の許可を受けた者は、移植許可証に記載された事項に違反して移植してはならない。
- 8 第1項の許可を受けた者が移植許可証に記載された事項につき変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。
- 9 第2項から第5項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第4項中「交付する」とあるのは、「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。
- 10 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る移植をするときは、移植許可証を自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。

追加〔平成6年規則17号〕

(砂れき採取の禁止)

第31条 第28条に規定する区域内においては、砂れきを採取してはならない。ただし、河川管理上必要がある場合その他やむを得ない理由がある場合において知事が許可をしたときは、この限りでない。

(漁場標識の建設等)

第32条 法第72条の規定により漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命ぜられた者は、遅滞なくその命ぜられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え等)

第33条 前条の規定による標識を建設し、又は設置した者は、当該標識の記載事項に変更を生じ、当該標識に記載した文字が明らかでなくなり、当該標識を亡失し、又はこれをき損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

第4章 罰則

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第6条、第14条、第24条第1項、第25条から第29条まで、第30条第6項、第30条の2第1項若しくは第7項又は第31条の規定に違反した者
- (2) 第13条、第22条第1項、第30条第4項(同条第8項において準用する場合を含む。)又は第30条の2第5項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定により付した制限又は条件に違反した者
- (3) 第22条第1項の規定による採捕の停止の命令に違反した者

(4) 第24条第2項の規定による命令に違反した者

- 2 前項の場合において、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品又は漁船若しくは漁具その他の水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

一部改正〔昭和58年規則65号・平成6年17号〕

第35条 第11条第1項（第30条第9項において準用する場合を含む。）又は第30条の2第10項の規定に違反した者は、科料に処する。

一部改正〔平成6年規則17号〕

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第34条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和41年1月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 神奈川県漁業調整規則（昭和26年神奈川県規則第62号。以下「旧規則」という。）の規定に基づいてした許可その他の処分又はなされた申請その他の行為で、この規則施行の際現に効力を有するものは、それぞれこの規則の相当規定に基づいてした処分又はなされた行為とみなす。ただし、許可の有効期間については、従前の許可の残存期間とする。
- 3 この規則の施行前に旧規則の規定に基づいて交付した許可証は、この規則の相当規定に基づいて交付した許可証とみなす。
- 4 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和41年7月12日規則第57号）

この規則は、昭和41年8月1日から施行する。

附 則（昭和43年9月24日規則第89号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年7月16日規則第72号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年12月25日規則第135号）

この規則は、昭和46年1月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月14日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月21日規則第26号）

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年10月24日規則第134号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年5月16日規則第36号）

この規則は、昭和53年6月1日から施行する。

附 則（昭和54年10月9日規則第79号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に漁業権行使規則に基づいてさし網により漁業を営んでいる者は、この規則の施行の日から3月間は、改正後の神奈川県内水面漁業調整規則第6条の規定による許可を受けず、引き続き当該さし網による漁業を営むことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をするかどうかの処分がある日まで、同様とする。

附 則（昭和56年5月26日規則第104号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年6月11日規則第65号）

この規則は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則（昭和62年6月5日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月22日規則第17号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、使用することができる。
- 3 改正前の神奈川県内水面漁業調整規則の規定による許可証でこの規則施行の際現に効力を有するものは、改正後の神奈川県内水面漁業調整規則による許可証とみなす。

附 則（平成6年9月30日規則第146号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成9年7月22日規則第96号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月28日規則第7号）

- 2 この規則の施行前にされた申請その他の手続又は行為については、なお従前の例による。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成13年3月30日規則第72号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年9月28日規則第112号）

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年5月28日規則第69号）

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成18年3月10日規則第11号）

- 1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。ただし、第28条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の神奈川県内水面漁業調整規則の規定による許可証でこの規則施行の際現に効力を有するものは、改正後の神奈川県内水面漁業調整規則の規定による許可証とみなす。

附 則（平成22年5月21日規則第78号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の神奈川県内水面漁業調整規則の規定による許可証でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、改正後の神奈川県内水面漁業調整規則の規定による許可証とみなす。

第1号様式（第4条関係）（用紙 日本工業規格 A4 縦長型）

代 表 者 選 定 届

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所
氏 名 [法人にあつては、名称] (印)
及び代表者氏名

住 所
氏 名 [法人にあつては、名称] (印)
及び代表者氏名

次のとおり 漁業（の採捕）に係る共同申請の代表者を選定したので、漁業法第5条第1項の規定により、届け出ます。

代表者

住 所
氏 名（法人にあつては、名称）

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第2号様式（第4条関係）（用紙 日本工業規格 A4 縦長型）

代 表 者 変 更 届

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所
氏 名 [法人にあつては、名称] (印)
及び代表者氏名

住 所
氏 名 [法人にあつては、名称] (印)
及び代表者氏名

次のとおり 年 月 日づけで届け出た 漁業（の採捕）に係る共同申請の代表者を変更したいので、漁業法第5条第1項の規定により届け出ます。

新代表者

住 所
氏 名（法人にあつては、名称）

旧代表者

住 所
氏 名（法人にあつては、名称）

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第3号様式（第5条関係）（用紙 日本工業規格 A4 縦長型）

漁業権（入漁権）行使規則（変更・廃止）認可申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所
名 称
代表者氏名



年 月 日神奈川県告示第 号によつて公示された内 第 号に係る漁業権について、別添とおり 漁業協同組合（連合会）内 第 号漁業権（入漁権）行使規則を制定（変更・廃止）したいので、関係書類を添えて漁業法第8条第6項の規定による認可を申請します。

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第4号様式（第5条関係）（用紙 日本工業規格 A4 縦長型）

共同（定置・区画）漁業免許申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所
氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者氏名〕



年 月 日神奈川県告示第 号によつて公示された内 第 号の免許を受けたいので、漁業法第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第5号様式（第5条関係）（用紙 日本工業規格 A4 縦長型）

遊漁規則（変更）認可申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所
名 称
代表者氏名



年 月 日神奈川県告示第 号によつて公示された内共第 号に係る第5種共同漁業権について、別添のとおり 漁業協同組合（連合会）内共第 号第5種共同漁業権遊漁規則を制定（変更）したいので、関係書類を添えて漁業法第129条第 項の規定による認可を申請します。

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第6号様式（第7条関係）（用紙 日本工業規格 A4 縦長型）

採捕許可申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者氏名〕



次のとおり水産動物の採捕の許可を受けたいので、神奈川県内水面漁業調整規則第7条第1項の規定により申請します。

- 1 採捕の種類
- 2 採捕区域
- 3 採捕期間
- 4 採捕する水産動物の種類
- 5 漁具又は漁法の規模及び数
- 6 採捕に従事する者の住所及び氏名
- 7 使用船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第7号様式(第10条、第11条、第12条、第16条 - 第19条関係)

(用紙 日本工業規格 A4 縦長型)

第 号

採 捕 許 可 証

住 所
氏 名 (法人にあつては、名称
及び代表者氏名)

採 捕 の 種 類		
採 捕 区 域		
採 捕 期 間		
採捕に従事する者の 住 所 及 び 氏 名		
使 用 船 舶	船 名	
	漁 船 登 録 番 号	
	総 ト ン 数	
	推 進 機 関 の 種 類 及 び 馬 力 数	
許 可 の 有 効 期 間		
制 限 又 は 条 件		

年 月 日

神奈川県知事(氏 名) 印

採捕許可内容変更許可申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者氏名〕



次のとおり による採捕許可の内容変更の許可を受けたいので、神奈川県内水面漁業調整規則第 15 条第 1 項の規定により申請します。

- 1 採捕の種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 変更しようとする事項

項 目	変 更 前	変 更 後

- 5 変更しようとする時期
- 6 変更しようとする理由

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

採捕許可証書換交付申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者氏名〕



次のとおり による採捕許可証の書換交付を受けたいので、神奈川県内水面漁業調整規則第16条の規定により申請します。

- 1 採捕の種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 書換えを申請する事項

項 目	書 換 前	書 換 後

- 5 書換えを必要とする理由

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第 10 号様式（第 17 条関係）（用紙 日本工業規格 A4 縦長型）

採捕許可証再交付申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者氏名〕



次のとおり による採捕許可証を亡失（き損）したので、神奈川県内水面
漁業調整規則第 17 条の規定によりその再交付を申請します。

- 1 採捕の種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 亡失（き損）の年月日
- 5 亡失（き損）の場所
- 6 亡失（き損）の事情

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

特別採捕許可申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者氏名〕



次のとおり水産動植物の特別採捕の許可を受けたいので、神奈川県内水面漁業調整規則第 30 条第 2 項の規定により申請します。

1 適用除外を受けようとする規定

神奈川県内水面漁業調整規則第 条（第 項）（第 号）

2 採捕しようとする水産動植物の種類及び数量（種苗又は種卵の供給のために水産動植物を採捕しようとする場合にあつては、その供給先及び供給数量を含む。）

3 採捕区域

4 採捕期間

5 使用漁具又は漁法の種類、規模及び数

6 採捕に従事する者の住所及び氏名

7 使用船舶

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 総トン数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

8 採捕を必要とする具体的理由

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

特別採捕許可証

住 所
氏 名 { 法人にあつては、名称
及び代表者氏名 }

適用を除外する規定		
採捕する水産動植物の種類及び数量		
採 捕 区 域		
採 捕 期 間		
使用漁具又は漁法の種類及び規模		
採捕に従事する者の住所及び氏名		
使用船舶	船 名	
	漁 船 登 録 番 号	
	総 ト ン 数	
	推 進 機 関 の 種類及び馬力数	
許可の有効期間		
制限又は条件		

年 月 日

神奈川県知事(氏 名) 印

移植許可申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者氏名〕



次のとおり移植の許可を受けたいので、神奈川県内水面漁業調整規則第 30 条の 2 第 2 項の規定により申請します。

- 1 移植の目的
- 2 移植しようとする魚種の名称及び数量
- 3 移植しようとする魚種の購入先及び産地
- 4 移植しようとする区域
- 5 移植の期間
- 6 移植に従事する者の住所及び氏名

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

移 植 許 可 証

住 所
氏 名 { 法人にあつては、名称
及び代表者氏名 }

移植魚種の名称	
移植魚種の数量	
移植区域	
移植期間	
移植に従事する者の 住所及び氏名	
制限又は条件	

年 月 日

神奈川県知事(氏 名) 印